

社会保険協会セミナーのご案内

年金の基礎知識（老齢年金）・育児休業等期間中の社会保険料免除要件変更について

老後の備えは十分ですか？世間を震撼させた老後2,000万円問題！今ではすっかり忘れ去られていますが、足りなくなる金額は個人差が大きく無用の心配をしないためにも、老後の収入の核である「年金制度」を正しく理解することは重要です。年金の基礎知識から、年金を繰り下げ、繰り上げた場合の増減など、年金の増やし方についても解説します。退職後の第二の人生を楽しく過ごすためにも、年金の知識、社会保障制度について知識を得て老後に備えましょう！

また、令和4年10月より育児休業等期間中の社会保険料免除要件が変更されています。短期間の育児休業を想定した要件変更となりますが、その背景や実務上の留意点などお伝えします。

地区	実施日	会場	定員
① 北部	1月30日(月)	ホテルゆがふいんおきなわ2階 あけみおの間(名護市宮里453-1)	30名
② 中部	2月6日(月)	EMウェルネス暮らしの発酵ライフスタイルリゾート1階EMギャラリー(北中城村喜舎場1478)	50名
③ 那覇	2月27日(月)	沖縄産業支援センター 3階 中ホール(那覇市字小禄1831番地1)	100名
④ 宮古	2月20日(月)	ホテルアトールエメラルド宮古島2階 権艦(かいろ)の間(宮古島市平良字下里108-7)	30名
⑤ 石垣	2月13日(月)	アートホテル石垣島1階 珊瑚の間(石垣市大川559)	30名

実施時間：北部・中部・那覇 13：30受付～14：00開始～16：00終了
宮古・石垣 13：00受付～13：30開始～15：30終了

内容

1. 老齢年金の基礎知識

- 老齢年金をもらうには ● 繰上げのポイント ● 繰下げの損益分岐点
- 働きながら年金をもらうには (在職老齢年金のしくみ) ● 失業保険との関係

2. 育児休業等期間中の社会保険料免除要件変更について

- 同月内の14日以上育児休業等免除について ● 賞与保険料免除要件 ● 男性パパ育児の概要、制定背景

参加費

会員事業所の方は、2名まで無料です。
非会員事業所および会費未納事業所の方は、1名3,000円です。

申込方法

下記申込書より所定事項を記入のうえ、FAX 又はEメールでお申し込みください。

申込締切

各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。
受付がされているかの確認については、お手数ですが協会までお問い合わせください。

お問合せ

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 (Tel 098-861-2681)
〒900-0031 那覇市若狭 1-3-2 タカダ若狭ビル 501号

お申込先

FAX 098-861-2682
E-mail : okisyakyo@ryucom.ne.jp

講師



特定社会保険労務士
キャリアコンサルタント
産業カウンセラー

比嘉 正人氏

※新型コロナウイルスの感染防止対策のため、体調のご確認、マスクの着用等にご協力下さい。
なお、詳細については社会保険協会ホームページ等に別途ご連絡させていただきます。

社会保険協会セミナーの参加申込書

※参加希望「日時」「会場」をご確認のうえ、□に✓印をつけてください。

参加希望 会場

①北部(1/30) ②中部(2/6) ③那覇(2/27) ④宮古(2/20) ⑤石垣(2/13)

事業所名

会 員

非会員

参加者名

〒連絡先(職場・自宅)

TEL() -

◎この申込書にご記入いただきました個人情報は、当講習会以外には使用いたしません。